

公 告

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び焼津市契約規則（昭和 53 年焼津市規則第 15 号）第 6 条の規定に基づき公告する。この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和 8 年 9 月 24 日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項等

- (1) 入札番号 第 141 号（電子入札番号 10141）
- (2) 工 事 名 NA 4－1 東益津学校脇線ほか基幹管路更新工事（第 11 工区）債務負担
- (3) 工事場所 焼津市岡当目地内ほか
- (4) 工事概要 施工延長 336.9m ダクタイル鋳鉄管 口径 400mm、150mm（GX 形）
開削工法 104.4m、推進管工法 259.9m
- (5) 予定工期 令和 8 年 11 月上旬から令和 10 年 3 月上旬
- (6) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）に基づき、水道施設工事に係る有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 有資格者名簿に登録されている者のうち、本公告時に当該名簿に登録されている建設業法第 3 条の規定に基づく主たる営業所（本店）の所在地を焼津市内に有する者であること。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における水道施設工事の総合評定値（審査基準日が開札日から 1 年 7 ヶ月以内のものに限る。）が 600 点以上の者であること。
- (5) 入札参加申請者は、次の全ての条件を満たす国又は地方公共団体が発注した公共工事の元請施工実績がある者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。
 - ① 平成 23 年 4 月 1 日から本公告日までの間に完成し、引渡しが完了している工事
 - ② 焼津市内において、さや管口径 400mm 以上の管渠推進工法を含む水道施設工事
- (6) 配置予定技術者は、建設業法第 26 条に規定する水道施設工事に係る監理技術者（監理技術者資格者証（水道施設）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものをいう。）を工事現場に専任で配置できること。

- (7) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 焼津市競争契約入札心得（建設工事等）に定める入札に参加する資格のない者に該当していないこと。
- (9) 本件工事に係る設計業務等の受託者（服部エンジニア(株) 焼津事務所 焼津市三ケ名 934 番の 4）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

3 設計図書等の入手方法

入札参加申請者は、次に掲げるところにより設計図書等を入手すること。

- (1) 入手期間 令和 8 年 10 月 28 日（水）まで
- (2) 入手方法 次の入札情報サービス（PPI）からダウンロードにより入手すること。
<https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日の翌日から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前 9 時から午後 9 時まで（申請期間最終日は、午後 5 時までとする。）
※持参の場合 午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 申請方法 電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第 2 号様式）を提出すること。なお、(4)の提出書類については、電子入札システムによる提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合は、(3)の提出場所へ持参すること。郵送及びファクシミリによるものは、受け付けない。
 - (3) 提出場所 焼津市役所本庁舎 4 階（焼津市本町二丁目 16 番 32 号）
焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119
 - (4) 提出書類
 - ①及び②の様式については、焼津市ホームページ及び入札情報サービス（PPI）に掲載する。
 - ① 同種工事等の施工実績表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第 3 号様式）
施工実績の証明となる書類（工事名、発注機関名、履行場所、工期、受注形態、工事概要、発注者・受注者の押印が確認できる書類又はコリンズに基づく登録内容が確認できる書類。共同企業体としての施工実績（出資比率が 20%以上のものに限る。）を記載した場合、共同企業体に係る協定書。）の写しを添付すること。
 - ② 配置予定技術者等の資格・工事経歴表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第 4 号様式）工事経験の概要等欄については、記入不要とする。
- ※他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完了等により工期開始日までに本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者とすることができる。

次の書類の写しを添付すること。

- ア 配置予定技術者の資格・免許等が確認できる書類の写し及び監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
- イ 配置予定技術者との入札参加資格確認申請日以前 3 ヶ月以上の雇用関係を証明することができる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額通知書等）の写し
- ③ 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第 25 号の 12）の写し（審査基準日が 7 (3) に規定する開札日から 1 年 7 ヶ月以内のもの）
- ④ 建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第 1 号）別紙 2 (1) 又は (2) の営業所一覧表の写し
- ⑤ 配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことが確認できる書類（専任技術者の最新の状況を確認できる、営業所技術者等証明書（建設業法施行規則様式第 8 号）又は建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第 1 号）別紙 4 の営業所技術者等一覧表）の写し

(5) 提出書類の扱い

- ① 作成費用は、申請者の負担とする。
- ② 申請者に無断で他の用途に使用しない。
- ③ 返却しない。
- ④ 公表しない。
- ⑤ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認の結果は、令和 8 年 10 月 21 日（水）までに電子入札システムにより通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について説明を求めることができる。
 - ① 受付期間 通知を受けた日から令和 8 年 10 月 22 日（木）まで
午前 9 時から午後 9 時まで（受付期間最終日は、午後 5 時までとする。）
 - ② 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。
 - ③ 回答 令和 8 年 10 月 23 日（金）までに電子入札システムにより回答する。

6 設計図書等に関する質問等

(1) 設計図書等に関する質問

- ① 受付期間 令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前 9 時から午後 9 時まで（最終日は午後 5 時までとする。）
- ② 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。

(2) 質問に対する回答方法等

令和 8 年 10 月 21 日（水）までに電子入札システムにより回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札書受付期間 令和8年10月27日（火）から令和8年10月28日（水）まで
午前9時から午後9時まで（受付期間最終日は、午後1時までとする。）
- (2) 入札方法 電子入札システムにより提出すること。
- (3) 開札日時 令和8年10月29日（木）午前9時
- (4) 開札場所 焼津市役所 本庁舎 会議室6A（焼津市本町二丁目16番32号）
- (5) 必要な書類
 - ① 入札書
 - ② 工事費内訳書
本件入札においては、工事費内訳書の様式を指定しているため、3(2)の電子情報サービス(PPI)からダウンロードした指定様式により工事費内訳書を作成し、電子入札システムにより提出すること。
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 必要
- (8) 前払金 有（別添の「債務負担行為に係る契約の特約」による。）
- (9) 部分払 有（別添の「債務負担行為に係る契約の特約」による。）
- (10) 低入札価格調査 有
- (11) 失格判断基準 有
- (12) 入札金額 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きに係る免税又は課税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜額）を記載すること。
- (13) 入札の無効 無効となる入札は、焼津市競争契約入札心得（建設工事等）に定めるところによる。
また、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者が行った入札は、無効とする。
- (14) 落札者の決定方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が焼津市低入札価格調査取扱要領で規定する低入札価格調査の対象となった場合は、当該要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- (15) 入札執行回数 2回を限度とする。なお、2回目の入札の実施に当たっては、焼津市電子入札運用基準第8の8「再度の入札について」に定めるところによる。

8 その他

- (1) 照会窓口は、焼津市上下水道部水道工務課（焼津市水道庁舎1階 焼津市祢宜島20番地の1 電話番号054-624-0111）及び焼津市総務部契約検査課（焼津市役所本庁舎4階 焼津市本町二丁目16番32号 電話番号054-626-1119）とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、次のものを焼津市ホームページに掲載するので、精読した上、参加すること。焼津市ホームページアドレス <http://www.city.yaizu.lg.jp/>
 - ① 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）

- ② 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）
 - ③ 焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成 11 年焼津市告示第 40 号）
 - ④ 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）
 - ⑤ 焼津市競争契約入札心得（建設工事等）
 - ⑥ 焼津市電子入札運用基準
 - ⑦ 焼津市低入札価格調査取扱要領
 - ⑧ 焼津市公共工事前金払及び部分払に関する取扱要領
 - ⑨ 焼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領
 - ⑩ 焼津市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領
 - ⑪ 焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領
- (3) 電子入札システムを利用することができず、やむを得ず紙入札により入札参加したい場合の扱いは、別に定めるところによる。
- (4) 本案件は、電子契約の対象である。